

加藤智章著『医療保険と年金保険 —フランス社会保障制度における自律と平等』

(北海道大学図書刊行会, 1995年)

大曾根 寛

I 本書の位置

社会保障に関する比較法研究の一時代を画する業績が現われた。本書の著者・加藤智章氏が大学院時代から追究してきたフランスの社会保障制度についての歴史的な研究が一つのまとまりを見せることとなった。わが国の社会保障法研究を着実に前進させる業績の登場に、まずもって拍手を送りたい。

一般の例にならい、以下では、本書の概要を紹介したのち、若干のコメントを付けて書評の責めを果たしたい。

II 本書の概要

著者は、北海道大学大学院における研究の成果を、「フランス社会保障制度の構造とその特徴—ラロックプランの成立まで」(北大法学論集35巻3・4合併号, 1984年11月)として、世に問うて以来、山形大学人文学部在籍中のフランス留学を含め、新潟大学法学部へ移籍された現在も、一貫してフランス社会保障法の歴史研究に専念されてきた。

本書は、著者のフランス社会保障法に対する歴史研究の蓄積をも踏まえつつ、社会保障に関

するわが国の問題状況を的確に把握した上で、日本の社会保障論における最前線の論議に答えようとしている。したがって、本書は、フランスの社会保障制度を知ろうとする者が制度の解説を求めてひもとく書物として活用し得ることは言うまでもないとして、海外事情をも念頭におきながら、わが国の社会保障に関する問題状況を議論しようとする者にとっても、今後、必読の文献となるであろう。

著者によれば、「本書は、国家とは一線を画する制度設計のもとで社会保障制度の構築を意図した、フランス社会保障制度の展開過程を通じて、社会保障制度における国家の役割を考察しようとする」。その際、社会保障制度における国家の役割を考察する格好の研究素材がフランスにある。「第二次世界大戦後の社会保障制度を基礎づけたラロックプランの三原則が、その後の社会保障制度の展開過程にいかなる影響を与えたか、あるいは社会保障制度を取り巻くさまざまな社会状況からいかなる影響を受けたかを考察することによって、これら三原則の理論的有效性と実現可能性を検討しようとする」。

国家と個人を対峙させ個人の国家に対する権利として社会保障を位置付けようとするわが国の伝統的な福祉国家観とは異なる原理にたつフランスの社会保障制度を研究することは、社会

保障法の基礎理論を確立する上で貴重な刺激となるだろう。本書は、戦後50年の歴史を追いながら、複雑なフランスの社会保障制度の根底にある思想と原理を明らかにしようとしている。

本書第1章は、「経済再建とラロックプランに基づく社会保障制度の創設」を論ずる。第二次世界大戦後の経済再建期、ラロックプランを基礎に、「社会保障の組織化に関する1945年10月4日のオルドナンス」「社会保険に関する1945年10月19日のオルドナンス」が、フランス社会保障制度の土台を形成する。ここでは、ラロックプランに盛り込まれていた三つの原則、一般化原則（社会保障の人的適用範囲を国民一般に拡大する）、単一金庫原則（社会保障制度の管理運営組織を一元化する）、自律性原則（国家ではなく関係当事者によって管理運営される）と各オルドナンスの関連が解明される。

第2章「経済復興と社会保障制度の定着—制度統一の理念と制度多元化の萌芽」では、1940年代の後半の経済復興期に、早くも変容し始める三原則のありようを検討する。「高齢保険制度における一般化の失敗」「単一金庫原則の亀裂」「疾病保険における自律性原則の動揺」などである。ラロックプランの枠組みに基づく社会保障制度は、いくつかの法令によって、修正されることとなる。

第3章「経済成長と社会保障制度の展開—給付多様化の現実」では、1950年代以降を対象に、高齢保険制度の上乗せ給付を実現する補足制度（持てる者達の連帯）、低所得高齢者に対する所得保障を行う国民連帯基金の創設（持たざる者達に対する高齢保障）、疾病保険制度における地方協約方式から標準協約方式への転換（1960年5月12日のデクレによる標準協約方式の導入）を論じながら、給付多様化の諸相を実証的に明

らかにする。

第4章「高度経済成長と社会保障制度の見直し—制度構造論の改編」は、1967年から1974年までを対象としており、フランス社会保障制度の理念が転回する様子を描く。1967年の大改革の目的、具体的枠組、内容を説明し、疾病保険制度における全国協約方式の導入、補足制度の一般化を検討する。

第5章「高度産業社会の展開と社会保障制度の対応—制度間格差の解消と財政調整の標榜」は、1970年代におけるフランス社会保障制度の問題状況を説き明かしながら、1974年12月24日法の制定経緯と新三原則（一般化原則、格差解消原則、財政調整原則）の内容を確認し、その展開を跡付ける。さらに、ミッテラン政権下における社会保障制度の変革の状況（老齢年金の支給開始年齢の引き下げ、金庫理事会の構成の変化、一般化社会拠出金の導入）を分析している。

総じて、本書では、フランス社会保障制度における自律と平等を検討する。「フランスの社会保障制度の骨格を提示したラロックプランは、制度構築の理念として国民連帯を掲げ、一般化原則、単一金庫原則、自律性原則という三原則に基づいて」「国家とは一線を画する社会保障制度を構想した」にもかかわらず、現実には、制度の具体的な展開過程の中で、これらの原則の限界が明らかになり、理念自体が変遷していくこととなる。

理念としての国民連帯は、職域連帯に基づく制度併存体制へと変化し、さらに、職域間連帯へと転換する。管理運営組織は、疾病保険金庫、老齢保険金庫、家族手当金庫へと分化し、単一金庫原則は崩壊する。これとともに所得保障のあり方も多様化していく。また、自律性原則に

ついて、管理運営に関する自律と財政的自律は、①立法府や行政府の権限との関係で限界を露呈し、②診療報酬に関する医療協約の交渉過程における限界を認識させられ、③財政調整制度の導入によって財政的な自律性の限界に直面する。

ここにおいて、社会保障における、「連帯」とは何か、「自律」とは何か、「平等」とは何かを論ずる契機が与えられ、日本の問題状況と政策論議に、基本的な視点を与え、これまでとは違った思考方法を提供することができるのである。

III 本書の意義

本書の意義について、著者自身は三点をあげている。第一は、国家とは一線を画するフランス流の社会保障制度の展開過程を考察することによって、社会保障制度における国家、社会および個人の位置付けを検討する素材を得ることができる。第二に、社会保障制度における相互扶助と自助努力の関係のあり方を検討するにも有効である。第三に、職域保険制度と地域保険制度とからなるわが国の社会保障制度に対する評価に新たな視角を提供できる。確かに、本書は、上記の三点について、改めて考える機会を与えてくれる。評者は、本書を読む中で、しばし立ち止まって、日本の状況を想起したものだ。

しかし、本書の意義は、これにとどまらない。次の四点については、是非とも記述しておかねばならない。

第一に、本書は、第二次世界大戦後のフランス社会保障制度の通史を知ろうとする者にとって、不可欠の文献となるであろう。有泉亨監修

『ヨーロッパの社会保障法』（東洋経済新報社 1977年）、デュベイルー著/上村政彦・藤井良治共訳『フランスの社会保障』（光生館 1978年）、社会保障研究所編『フランスの社会保障』（東京大学出版会 1989年）、久塚純一著『フランス社会保障医療形成史』（九州大学出版会 1991年）などととともに。

第二に、本書は、膨大な量の文献を渉猟し、読破した上で、整理・分析し、読者に解りやすく丁寧に説明している。著者の独り善がりな文章はほとんどないし、翻訳調の難解なセンテンスもない。たとえば、本書の「凡例」「略語一覧」「術語邦訳一覧」「事項索引」を見ると明らかであるが、著者の誠実な人柄を伺うことができる。

第三に、本書には、視点の一貫性がある。なぜなら、著者の過去数年にわたる論文を並べた、いわゆる「論文集」ではないからである。ラロックプランから始まるフランスの社会保障の原則（一般化原則、単一金庫原則、自律性原則）に沿いながら、無駄な言葉・無駄な頁のない、論理性の貫徹した作品となっている。

第四に、本書は、日本の問題状況を常に意識している。単に外国の制度を紹介するガイドブックではない。1日で読み切るのはあきらめたほうがよい。高藤昭著『社会保障法の基本原理と構造』（法政大学出版局 1994年）、堀勝洋著『社会保障法総論』（東京大学出版会 1994年）など日本社会保障法学会における最近の学問的問題状況を踏まえ、これに挑み、論争に参加する姿勢を鮮明に示しているからである。

IV 著者への期待

本書の意義を十分承認した上で、書評の結びとして、最後に、著者への期待を表明しておく

たい。

第一に、フランス産業社会の変化と社会保障とのかかわりについて、産業社会の変化が社会保障に与える影響が論じられた。しかし、社会保障が産業・経済に果たす役割・機能にも注目すべきだろう。たとえば、「賃金労働」を軸に展開する社会保険は、賃金労働者を創出する機能を果たすこととなり、そのことが当初から意識されていたのではないか。つまり、社会保障は産業・経済の従属変数ではなく、より積極的な意味を持たされていたのではないか。社会保障も産業社会の基盤を形成する重要な柱であるとの認識を評者は持っているのだが、評者の視角からすれば、社会保障が産業・経済の動向にいかなる影響を与えたかをも分析していただくことを期待する次第である。

第二に、フランス政治の動向と社会保障とのかかわりについて、時期区分に基づいて、制度改革の背景となる政治情勢が論じられていた。しかし、社会保障の諸原理と制度の変遷は、労働者階級、農民、自営業者そしてブルジョワジー相互間の社会的な抗争の結果でもあり、本書の中で詳述されているような立法当時の議会内勢力の問題として説明しきれるものではないと考える。フランスの社会構造を基礎にした政治構造のあり方と密接にかかわっているように思われる。たとえば、日本の場合、国民健康保険や国民年金制度の展開は、自民党政権を維持するための極めて政略的な意図を隠し持っていたと考えられるが、フランスにおいて、労働者保険を中心に社会保険政策が拡大してきた背景に

は、第二次大戦後の左翼運動・労働運動との関連があるのではないか。さらなるご検討を期待する。

第三に、フランスにおける人々の暮らしの現実と社会保障とのかかわりについて、賃金動向と年金との関係などが述べられていた。しかし、「社会」の概念を議論する素材が得られたとしても、保障すべき「生活」の内容は明らかになっていない。フランス人にとっての「生活」が日本人と異なることから、社会保障における日本との相違が生まれてくるのではないか。フランスにおける個人主義的生活と社会連帯はどのような関係にあるのだろうか。彼らの「生活」の中で、家族的連帯、地域的連帯、労働者連帯はどのような位置にあるのだろうか。著者のフランス留学中における「生活」と社会保障に関する実体験をまとめていただけるとありがたい。

第四に、フランスの社会連帯思想と社会保障とのかかわりについて研究し、生存権思想を軸に発展してきた日本の社会法思想との比較を通じて、社会保障法の基礎理論を検討することが著者の課題であった。しかし、日本における独自の社会保障法体系を構築する仕事を完成させたとは言いがたい。これまでのフランス研究の成果を踏まえながらも、今後のわが国における医療保険制度改革、年金改革、公的介護保険構想などについても、著者の見解を表明することが期待されている。

(おおそね・ひろし 愛知県立大学教授)